

交通安全規程

第1条(目的)

この規程は、社有車を運転する場合の遵守すべき事項等を定め、従業員の交通事故の防止を図ることを目的とする。

第2条(適用範囲)

本規程は、社有車を運転するすべての従業員(以下、「運転者」という。)に適用する。

第3条(安全運転の徹底)

自動車を運転するときは常に法令を遵守し、人命尊重と互譲の精神に徹し、安全運転を旨としなければならない。

第4条(運転者の心得)

運転者は、次の事項を遵守しなければならない。

常に交通法規および運転マナーをよく守って安全運転を行うこと。

運転中はシートベルトを着用すること。

業務に関係のない者を同乗させないこと。

社有車は業務上の使用に限るものとし、私用で使用しないこと。

運転中は携帯電話を掛けないこと。やむを得ず掛けるときは、安全な場所に停車させてから掛けること。

運転中はカーナビゲーションやスマートフォンなどの操作をしないこと。

事故、違反、故障、車両損傷を生じたときは、直ちに上長および総務部へ報告すること。

第5条(運転の禁止)

運転者は、次のいずれかに該当するときは絶対に運転してはならない。

酒を飲んだとき。

心身が著しく疲労しているとき。

社有車が整備不良である、または調整が不完全であるとき。

その他正常な運転ができる状態にないとき。

第6条(点検)

運転を開始するときおよび終了したときは、確実に点検を行わなければならない。

2 点検の結果、異常または不具合に気付いたときは、直ちに総務部に報告しなければならない。

第7条(事故発生時の措置)

交通事故が発生した場合には、運転者は次のような措置をとらなければならない。

負傷者のある場合は、他の損害に優先して負傷者の救護にあたり、応急手当や病院に運ぶ等の措置をとること。

軽微な事故といえども必ず上長および総務部に連絡し、指示を受けること。また所轄警察署に連絡すること。

事故の目撃者がある場合は、その住所、氏名、連絡先等を記録しておくこと。

事故の相手方の住所、氏名、勤務先、電話番号等を記録しておくこと。

- 2 運転者は、事故現場において独断で相手方と示談交渉をしてはならない。

第8条(運転記録証明書の提出)

会社が運転の違反履歴等を確認するため、運転者は自動車安全運転センターで運転記録証明書(過去1年分)を取得し、毎年 月 日までに上長を通じて総務部へ提出しなければならない。提出しない場合は、社有車の使用を禁止することがある。

第9条(懲戒および求償権)

運転者が本規則に違反した場合は、就業規則に基づき懲戒処分を科すことがある。

- 2 運転者が事故を起こし、そのために会社が損害を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求することがある。
- 3 車両を所定の場所に保管せず、違法に放置したり、また施錠しなかったことにより盗難または損傷を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求することがある。

第10条(法令違反の罰則、科料)

交通事故や交通違反による罰金、科料、反則金については、いかなる事由があろうと一切運転者の負担とする。

付 則

この規則は平成 年 月 日から施行する。